

「獣医師養成系大学・学部新設の解禁」について

問　そもそも大学の設置を制限することにより獣医師数の需給調整を行うべきではなく、自由に獣医系大学・学部の新設を認めるべきではないか。

獣医系大学は、獣医学の研究の推進に加えて獣医師養成という社会的な使命を担っており、獣医師養成にあたっては、①その質の確保が「産業動物の診察と防疫」及び「食の安全・人獣共通感染症対策等の公衆衛生の確保」という国民の健康をはじめとする国益に直結するものであることから、無制限に養成することは質の確保の観点から望ましくないこと、②獣医系大学における教育は獣医師の養成に特化しており、卒業生の就業と密接不可分であることから、その適正規模を検討するに当たっては、将来における獣医師の各分野（産業動物獣医師・小動物獣医師等）における社会需要の見通しを踏まえる必要があることから、獣医系大学の定員管理は維持すべきと考える。

なお、養成規模を抑制せず、国家試験の段階で獣医師の質を確保することとした場合には、大学における教育内容が国家試験への合格を主目的としたものになり、質の確保の観点から望ましくないと考える。

構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針(抜粋)

平成 26 年 5 月 19 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成25年10月15日から11月15日までの間、内閣官房は、構造改革特別区域(以下「特区」という。)に係る提案を募集し、それぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、検討を行い、取りまとめを行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第1条第2項に基づき、平成26年3月5日、評価・調査委員会は「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等[F分類]

番号	事項名	規制の根拠 法令等	検討の概要
816	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)	<p>平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成25年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。</p> <p>本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。本提言を踏まえつつ、平成26年3月の研究協力者会議においても、入学定員の在り方について検討の観点を整理したところであり、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、<u>平成26年度内に速やかに検討を行う。</u></p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成23年10月28日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成24年度中を目途に速やかに検討」と設定し、さらに平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年度中を目処に速やかに検討」と改めて設定したもの】</p>